

建 議 書

三笠市農業委員会

われわれ農業委員会系統組織は、これまでも農地・担い手対策への取り組みを通じて農業構造の改善を推進してきましたが、今後も優良農地の確保、遊休農地の発生防止・解消、および担い手に対する農地の利用集積の促進など農地・担い手対策に関して着実な成果をあげていくことが求められており、その使命と役割を果たすべく、組織一丸となり地域に根ざした活動に取り組んでおります。

現在の農業・農村は、「まばたき農政」と言われるような度重なる農業政策の転換や輸入増加に伴う農産物価格の低迷などにより、農業所得の減少が続き、農業経営者の高齢化の進行とともに、農業を担う人材が減少しているなどの課題に加え、世界的な食料需給のひっ迫や農業資材等の価格の高騰、T P P 交渉継続による農産物の関税問題がなお予断を許さない状況であります。また、米の生産調整の見直しによる交付金の減額や、今年6月には農業委員会、農業協同組合、農業生産法人の見直し断行を謳った「規制改革実施計画」が閣議決定されるなど、今後の農業経営を存続していく上で極めて不安な要素が多い状況となっております。

このような中で、良好な農村の景観確保及び市民に対し、新鮮で安全・安心な農畜産物を提供していくためには、農業者自らの自助努力はもとより、三笠市唯一の基幹産業である農業の持続的発展を支える行政の支援及び協力が不可欠であります。

このため、当農業委員会は、三笠市の農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、そして、次世代に安心して受け継がれるよう、必要な施策等について、本市農業者からの意見・要望を積み上げ、建議事項を決定いたしました。

つきましては、市においても、農業・農村の振興のため各種施策を推進されますとともに、国及び道に関する事項についても強く要望・要請されたく、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

平成26年12月16日

三笠市長 小林 和 男 様

三笠市農業委員会

会 長 澤 田 益 治

1. 今後の農業政策等への対応について

(1) T P P 交渉について

政府は、十分な情報の開示や国民的な議論もないまま T P P 参加に向けた交渉を継続して進めている。

仮に、関税が撤廃された場合、北海道農業並びに三笠市農業は甚大な影響を受けることとなり、農村地域の崩壊へつながりかねない。

このことから、安全・安心な農畜産物の提供を確保するため、農産物の重要品目の関税撤廃除外を遵守し、これが守られないのであれば直ちに交渉から撤退するよう、国に対し引き続き強く要請されたい。

(2) 農業委員会制度改革について

「規制改革実施計画」で示された農業委員の選挙・選任方法の見直しについては、現場の農業委員会がこれまで進めてきた活動・成果を全く踏まえておらず、大変遺憾である。当委員会としては、地域の実情を熟知しており、地域からの推薦を受けた方を委員に選任するという形により、公平性を保つべきものと考えている。

このことから、農業委員会制度の見直しにおいては、従来どおり地域の農業者の声を十分に反映することが可能となる仕組みを構築し、農業・農村の発展に向けた農業委員会組織の確立を強く望む。

2. 農地の保全管理及び基盤整備について

近年は異常気象と言われる状態が恒常化し、高温、干ばつ、突風、局地的なゲリラ豪雨、長雨による湿害等の予想できない天候により農作物や農業施設の被害が発生している。

特に今年は、米は天候不順による青未熟米の異常発生や、玉葱では雨不足による肥大不良と病害虫発生による収量減といった深刻な問題が発生した。

このような異常気象により農業者の基盤整備に対する意識も高まり、昨年、期成会が設立された萱野・萱野南地区を契機に、全市的な取組みとするような広がりを見せつつある。中でも、高齢化の進展による後継者不足の解消として今年から「イオンアグリ創造㈱」を迎え入れた三笠東地区においても、今後も持続的に地域農業を維持するためには基盤整備が必要との声が大きくなっている。

このことから、本市農業の将来に亘る持続的発展に向けた基盤整備に対する支援など対応を講じられたい。

3. 中核的な担い手の育成支援、新規就農者等の確保について

当市の農家戸数は、平成元年には 272 戸であったが、現在では 110 戸となり、この 25 年間で約 6 割も激減し、更に 65 歳以上の農業者が全体の約半数に上っている。これに対し、地域の中心となる経営体では、1 戸当たり経営耕地面積が 5.6ha から 10.5ha へと増加し続ける状況になっており、今後も持続的かつ発展性のある本市農業経営の確立と安定確保のためには、担い手の育成及び確保は喫緊の課題である。

その方策の 1 つである新規就農者の確保については、これまで本市が推進する経営継承方式（リレー方式）により今後も推し進めていくべきと考えるが、多くの意欲ある人材を確保するため、新たな研修システムを地域農業者と当農業委員会、行政が連携し、構築する必要があるほか、新規就農者が意欲を持ち安心して農業に取り組めるよう、研修費用や初期投資費用の支援の拡充を行政には講じられたい。

また、「人・農地プラン」での中心となる経営体を軸とした志の高い中核的な担い手に対する育成支援として、研修・視察への支援や集落営農の法人化設立に向けた必要経費の支援、並びに農地取得及び農業機械・施設の導入に対する経費の支援を新たに講じられたい。